

(案)

請負代金額 金 , 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 , 円也)

第 1 条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成するものとする。

第 2 条 工事は東京都中野区南台一丁目 1 5 番 1 号（東京大学構内）において施工する。

第 3 条 着工時期は、令和 8 年 月 日とする。

第 4 条 完成期限は、令和 9 年 1 2 月 2 4 日（屋内運動場は指定部分の工期 令和 9 年 3 月 3 1 日、B 棟－1 は指定部分の工期 令和 9 年 5 月 3 1 日）とする。

第 5 条 工事期間中において、原則、土曜日及び日曜日は工事を施工しない日とし、また、平日の午後 6 時から午前 9 時までの間は工事を施工しない時間帯とする。ただし、別に定める場合はこの限りでない。

第 6 条 契約保証金は、納付する。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。

第 7 条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

第 8 条 請負代金は、東京大学本部経理課より 4 回以内に支払うものとし、請求書を受理した日の翌月の 2 5 日までに支払うものとする。

2 前項の支払日が金融機関等の営業日でない場合には、その前日の営業日とする。

第 9 条 完成通知書は東京大学本部施設企画課に送付するものとする。

第 10 条 請負代金の請求書は東京大学本部施設企画課に送付するものとする。

第 11 条 請負代金は、金 ， ， 円【請負代金の 1 0 分の 4】以内の額を前払するものとする。

この支払は、請求書及び前払金保証事業会社の保証証書を受理した日の翌月の 2 5 日までに支払うものとする。

2 前項の支払日が金融機関等の営業日でない場合には、その前日の営業日とする。

第 12 条 解体工事に要する費用については、別紙のとおりとする。

第 13 条 別記の工事請負契約基準第 3 5 第 9 項、第 5 3 第 3 項及び第 5 5 第 2 項中の遅延利息率は、「年 3 . 0 %」である。

第 14 条 この契約についての一般的約定事項は別記の工事請負契約基準によるものとする。

第 15 条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者 東京都文京区本郷七丁目 3 番 1 号

国立大学法人東京大学

総長

藤 井 輝 夫

代理人

施設部長

西 村 文 彦

受注者